

事 務 連 絡

平成 23 年 7 月 20 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

**東北・関東地域からの稲わら等の流通・使用等に関する
調査の周知依頼について**

このことについて、平成 23 年 7 月 19 日付け事務連絡をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課課長補佐（飼料生産計画班）から別添写しのお通り通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出を受けて、関係機関・団体の協力を得つつ、東北・関東 11 県に対し、稲わら等の利用に関する調査を実施しているが、今般、稲わら等の利用に関する調査を全国に拡大し、全都道府県で実施することとなったので、別添通知について至急傘下の会員各位への周知とともに、調査の実施に当たっての協力を依頼されたものです。

本件のお問い合わせ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



平成23年7月19日

日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課
課長補佐(飼料生産計画班)

稲わらの使用に関する指導の周知依頼について

稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出を受けて、関係機関・団体の協力を得つつ、東北・関東11県に対し、稲わらの利用に関する調査を実施しております。

今般、稲わらの利用に関する調査を全国に拡大し、全都道府県で実施することとなりました。つきましては、別添通知について至急傘下の会員各位に周知いただきますとともに、調査の実施に当たってはご協力いただきますようお願いいたします。

写

23生畜第877号
平成23年7月19日

北海道農政部長
各地方農政局生産経営流通部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

東北・関東地域からの稲わら等の流通・使用等に関する調査について
(依頼)

今般、本年3月11日の東京電力の福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故という。」）の発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが県境を越えて流通し、複数県で牛に給与されていることが明らかとなったところです。

このため、東北・関東地域の下記1の各都県で原発事故以降に収集された稲わら、麦わら及び牧草等（以下、稲わら等）が全国の畜産農家において飼料又は敷料として使用されているかどうか及び現在も保有されているかどうかについて、貴局管内の各都道府県に対し、関係機関・団体等からの聞き取り等による調査を行い、別紙により7月21日までに報告いただくよう依頼願います。

なお、下記2の各都県に対しては、平成23年7月15日付け生産局畜産部畜産振興課長・生産流通振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について」（23生畜第861号）により、稲わら等の使用の有無についての同旨の調査を実施するようお願いしているところですが、調査の提出期限を7月22日から同月21日に変更したことについて併せてご連絡願います。

記

- 1 青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県
- 2 岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県

